



「基本テキスト」に対応していますので、講義に合わせて効率よくインプットとアウトプットの繰り返しができます。

解答も単に正解か不正解の表示だけでなく、詳細な解説を載せているので、理解がぐっと深まります。

キーポイントとなる問題について、復習の際に特に注意して押さえておかなければならないポイントや具体的な学習方法など、攻略法を指摘しています。

94 A 司法権の範囲・限界 9-25

- 1 国会の両議院における法律制定の議事手続については、両議院の自主性を尊重すべきであるから、裁判所が、その議事手続に関する事実を審理して当該法律の有効、無効を判断すべきでない。
- 2 地方議会の議員の出席停止の懲罰は、自律的な法規権を持つ団体の内部規律の問題であるから、自治的措置に任せるべきであり、裁判所が判断するのは適当でない。
- 3 大学は、一般市民社会と異なる特殊な部分社会を形成しているから、単位認定行状のような内部的問題は、特殊の事情がない限り、司法審査の対象にはならない。
- 4 地方議会の議員の除名処分は、議員の身分の喪失に関する重大事項であるから、なる内部規律の問題ではなく、司法審査の対象となる。
- 5 信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断については、訴訟が具体的な権義務的な法律関係に関する紛争の形式をとる場合には、司法審査の対象となる。

52 正解 4

- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1 | ○ | 報道機関の取材行為が取材対象者の「
全体の精神に照らし社会観念上是認するこ
には、正当な取材活動の範囲を逸脱し違
密漏洩事件：最決昭和53.5.31）。(テキP.2) | について審理しその有効
3 政党の結社としての
法律に特別の定めのない
般市民法秩序と直接の
及ばない。 |
| 2 | ○ | 監獄内の「規律及び秩序を維持し、その
要がある場合には、……一定の制限を加
て、制約を認めている（よど号ハイジャ
6.22）。(テキP.26) | 4 衆議院の解散がいか
のに対して、これを行
か否かは、国家統治の
ない。 |
| 3 | ○ | わが国に在留する外国人の政治活動の
その実施に影響を及ぼす活動等外国人の
相当でないと解されるものを除き、その保
事件：最大判昭和53.10.4）。(テキP.21) | 5 具体的な権利義務な
判断などが必要で、事
判所の審判の対象とな |
| 4 | × | 裁判所の「仮処分による事前差止めは、
に基づく事前規制が行政機関によりそれ
なり、個別的な私人間の紛争について、
れるものであって、……『候聞』には当
ナル事件：最大判昭和61.6.11）。(テキP.2) | |
| 5 | ○ | 企業者は「契約締結の自由を有し」てお
そのゆえをもって雇い入れることを拒ん
できない」としている（三菱樹脂事件：最大判昭和48.12.12）。(テキP.35) | |

正解法と巻頭数4は、判例を知っているか知らないかですが、他の該は、判例をなくとも、常識的に考えれば、比較的容易に正誤判断ができると想われます。判例に出ている越したことはないですが、もし、知らなくても、その場で考えてみて善出してみましょ。問題を解く際にも「知らない」とあきらめず、該をよく読んでるクセをつけておきましょう。

5 A 司法権の範囲・限界

司法権の限界に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして妥当でないものはどれか。

- 1 大学は、国公立であるかと私立であるかと問わず、自律的な法規範を有する特殊な部分社会を形成しているから、大学における法律上の紛争は、一般市民法秩序と直接の関係をもたない内部的な問題にとどまる限り、その自主的・自律的な解決にゆだねられる。
- 2 法律が、国会の両議院によって議決を経たものとされ、適法な手続によって公布されている場合、裁判所は両院の自主性を尊重して、法律制定の際の議事手続の瑕疵について審理しその有効無効を判断するべきではない。
- 3 政党の結社としての自主性にかんがみれば、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであり、政党が役員に対してした処分は、一般市民法秩序と直接の関係をもたない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判は及ばない。
- 4 衆議院の解散がいかなる場合に許されるかは、裁判所の判断すべき法的問題であるのに対して、これを行うために憲法上必要とされる助言と承認の手続に瑕疵があったか否かは、国家統治の基本に関する政治的な問題であるため、裁判所の審査権は及ばない。
- 5 具体的な権利義務なきいし法律関係に関する紛争であっても、宗教上の教義に関する判断などが必要で、事例の性質上法令の適用により解決するのに適しないものは、裁判所の審判の対象とならない。

各問題に「A・B・C」のランク付けがされています。行政書士試験の合格を目指すにあたり、Aは「最重要」、Bは「比較的重要」、Cは「あまり重要ではない」という意味合いで分類しています。効率よく学習を進めるための指針としてください。

各問題に、何年の本試験に出題されたかを表示しています。

各問題の表題部分には、問題を解いた履歴が残るように、解いた日付と正解したかどうかを書き込むチェック欄が設けてあります。過去問学習における知識の定着度を把握する目安としてください。